

<b>Title</b>	「話本」ということについて：通説(あるいは定説)への疑問
<b>Author</b>	増田, 渉
<b>Citation</b>	人文研究. 16 卷 5 号, p.456-467.
<b>Issue Date</b>	1965
<b>ISSN</b>	0491-3329
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学文学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University Repository

## 「話本」ということについて

— 通説（あるいは定説）への疑問 —

増 田 涉

中国の小説史を考える場合「話本」は極めて重要で、今日では語体小説の源流として常識になっているものだが、しかしこの「話本」ということについて、筆者はかねて疑問をもっている。いまこの疑問を卒直にのべて、大方の研究者の指教を仰ぎたい。

宋の瓦舎での職業的な伎芸人の一種に「説話人」というのがあり、その「語りもの」の底本として「話本」というものがあった。やがてこの「語りもの」の底本である「話本」が加筆編集されて「読みもの」（魯迅のいわゆる「擬話本」となり、これが今日のこる元、明、あるいは清の各種語体小説にまで発展した——というふうに考えられている。それで「話本」というものは語体小説の原初的な形態だとされている。

このような「説話人」による「小説語り」（「演史」、つまり「歴史もの語り」も含めてであるが）の底本というべきものが当時あったことは、今日のこる『醉翁談録』とか『緑窓新話』、あるいは「清平山堂」刊行の小説（または『京本通俗小説』）などの諸資料によって考えられ得ることである。ただその底本が果して「話本」といわれていたかどうか、このことを筆者は疑問に思う。「宋に話本があった」ということは、今日ではすべての中国小説史、あるいは文学史に書かれていて、通説あるいは定説になっているのだが、しかしそれは現代の人がフトしたことからそうよんでいるだけで、その種の

モノを指して、一応、「話本」といつているまでのことではなからうか。言葉どおり「話本」といわれたものはなかったのではないか、と筆者は思うのである。

この「話本」なるものを小説史にもちこんで、語体小説の原初的形態と考えたのは一般的には魯迅の『中国小説史略』からだと思う。その種のモノが当時存在していたという考え方、それは正当だと思ふのだが、そのようなモノが果して「話本」といわれたかどうかについては、『小説史略』に記されている限りでは、全く根拠が薄弱、というより根拠づけが正當になされていぬ、といえる。ところが、『小説史略』が全体的にみて画期的な名著であったがためか、魯迅以後の小説史研究者たちが、この魯迅が小説史に持ちこんだ「話本」ということを、そのまま鵜呑みにして、「話本」、「話本」というようになった、と筆者は考える。それはこの「話本」という言葉が、「説話（人）」の底本というものを考えるとき、恰度うまく符合する言葉として、疑問もなくそのままに受けとられてしまった、ということによるのだと思う。

まず魯迅が「説話（人）」の底本に「話本」なるものがあつたとしたその根拠は、一体どのようなものであつたかを見てもみよう。『小説史略』第十二篇「宋之話本」の中でこういつている、

説話之事、雖在説話人各運匠心、隨時生発、而仍有底本以作憑依、是為「話本」（傍点は筆者）

説話は説話人がそれぞれ工夫をめぐらし、その場、その場しゃべって行つたのだが、しかしそれにはやはり底本があつて依りどころとした、それが「話本」である——といきなり「話本」ということを持ち出して、ここには何の根拠も示されていない。ただ次に根拠らしいものとして宋人の筆記『夢梁録』の記載を引いていう、

『夢梁録』（二十）影戲條下云、「其話本与講史書者頗同、大抵真假相半。」（傍点は筆者）

『夢梁録』に（このところは『都城紀勝』の影戲の條でも同一の文章）「其話本云云」といつているところを捉えて、「影戲」に「話本」があつたというのだから、そしてそれは「講史書」と同じようだというのだから、「講史（書）」と同類である「小説」にも「話本」があつたことが考えられる——というくらいの推察を、それもハッキリといわないで、た

だ何んとなく、そのように推測されるということに句を合わせるような書き方である。そして次に、この『夢梁録』の引用につづけて、しかし一転して、「又小説講經史条下云」と魯迅自身の記述を挟んでから、再び『夢梁録』の引用で、「蓋小説者、能講一朝一代故事、頃刻間捏合」というところをもってきて、これは『都城紀勝』の説と同じだが、ただ『紀勝』では「提破」としているところが（『夢梁録』では）「捏合」となっているだけだ、という説明を加えてから、魯迅の考えがこうのべられる。

是知講史之体、在歴叙史実而雜以虚辞、小説之体、在説一故事而立知結局、今所存『五代史平話』及『通俗小説』殘本、蓋即此二科話本之流、其体式正如此。（傍点は筆者）

つまり現存の『五代史平話』は講史（書）の、現存の『京本通俗小説』は小説の、それぞれ「話本」のたぐいであろう、と「蓋」をつけていっているわけだ。

これだけのことである。何もハッキリ証拠を示して「話本」というものがあつたといっているのではない。「蓋」つきで推察しているのである。ただしこれは一応の理窟というもので、題名から「宋之話本」であるし、魯迅が「話本」を推測的にでも肯定していたことは確かである。そしてこれは王国維が『唐三藏取經詩話』を「宋人所撰話本」（傍点筆者）といたつたことを承けつぐものだと思ふが、とにかく以後の小説史家たちに「蓋」を吟味もせずそのままに承けつがれることになつたのではないか。だが以上に見たように、魯迅のあげた証拠らしいものは、何ら確実なものではなく、「影戲」の「話本」というのが、ジャンルを跳び越して「講史（書）」へ、そして「小説」へも、類推的に拡大解釈されているわけだ。まずこれが一つの問題である。

ところが次にもう一つの重要な（と筆者は考える）問題は、「話本」という言葉そのものについてである。字面からすると、「話本」は一見、「説話の本」あるいは「説話人の本」というふうを受けとられやすいし、誰もあまり疑問をもたない

で、簡単に受けとめるかと思うが、しかしあちこちに見えるこの言葉の用例を調べると、「話本」とは「故事」（物語、ストーリー）の意味に使われていて、それが「説話（人）の底本」の意味に使われている例はどうも見えないのである。このことが一そう筆者に疑問をもたせることになった。はじめ筆者も『小説史略』によって、「話本」を「説話（人）」の底本の意味に解していたが、しかし『小説史略』には、どこにも根拠をハッキリあげてそのことが説明されていないので、かねて疑問に思っていたところへ、後に『清平山堂』を読んで、「話本」の語が使われているのを見たが、それがどうも「説話（人）」の底本とは少しちがうことに気づいて、一そう疑問を深めたのである。因みに『清平山堂』は筆者の学生  
のとき、当時『三言』の発見でさわがしかったが、先輩学生であった長沢規矩也氏が、研究室にあった内閣文庫の目録を見ながら、ここにも妙な本があるが、これも調べてみなくちゃ云云といっていたのを覚えていた。その後この本は長沢氏によって語体小説の初期のものを含む彙集であることが発見された。ただし筆者が読んだのはずっと後のことである。しかし北平の「古今小品書籍印行会」が民国十八年、はじめて内閣文庫の『清平山堂』と題されたものを影印して世に紹介したとき『清平山堂話本』（傍点は筆者）という書名にして、まず「話本」の意味の誤謬（？）を承けついで、さて『清平山堂』の「簡貼和尚」、「合同文字」、「陳巡檢梅嶺失妻記」などの語体小説の末尾に、

「話本説徹 且作散場」（あるいは「話本説徹 権作散場」）

という句がついているが（また『熊龍峯四種小説』の「張生彩鸞燈伝」の最後にも同じ句がある）、ここに見る「話本」という言葉は、どうも「説話（人）」の底本」という意味とは少しちがうではないか。そのような意味に解しても、全然通じない、というほどではないけれども、「底本どおりに全部しゃべりましたので、まずはお開きといたしまする」では、何だかおかしい。この場合、「話本」を「故事」（物語、ストーリー）の意味にとれば、「お話はこれでおしまいでございます、まずはお開きにいたしまする」ということになり、分かりやすいばかりでなく、納得もゆくというものである。だがこれだけではハッキリしないし、ほかに「説話（人）」の底本」の名残りをもっていると思われる小説類からいま

「話本」ということについて

「話本」の用例を少しひろってみよう、(傍点は筆者)

○許宣見了、目睛口呆、喫了一驚。不在姐夫、姐姐面前説話本、只得任他埋怨了一場。(「警世通言」二十八「白娘子永鎮雷峯塔」)

○而今説一個做夫妻的被拆散了、死後精靈還歸一处、到底不磨滅的話本。(二刻「拍案驚奇」六「李將軍錯認舅 劉氏女詭從夫」)

○如今待小子再宣一段話本、叫做「包龍圖智賺合同文」。你道這話本出在那裏？乃是宋朝汴梁西関外義定坊有個居民劉大、名天祥……(初刻「拍案驚奇」三十三「張員外義撫螟蛉子 包龍圖智賺合同文」)

○那白秀英道、「今天秀英招牌上明写着這場話本、是一段風流蘊籍的格範、喚做「豫章城雙漸趕蘇卿」。」(七十回本「水滸伝」五十一「插枝虎枷打白秀英 美髯公誤失小衙内」)

○這兩世相逢、古今罕有、至今流伝做話本。(「古今小説」三十「明悟禪師趕五戒」)

右のうち、はじめの二例は近ごろの『小説詞語匯積』(陸澹安編著)にあげている用例であるが、やっぱりこの場合、「故事」という解をこの字書でも与えている。ただそれに加えて、クワッコして「話本」原是説話人―宋朝的説書芸人―所講故事的底本」と説明しているのは、この編者の注であり、現在の一般的な常識をそのままもってきただけであって、その説明には何の根拠も示されていない。ただし以上の二用例で見るかぎり「話本」は「故事」の意味であることは明かである、どう考えても「説話(人)の底本」の意味にはならない。

次は初刻『拍案驚奇』卷之三十三に見える例文だが、ここには「一段話本」となっているし、そして「這話本」はどこから出ているかというに、宋の御代に汴梁に劉大というものがあり云々と、ストーリーがはじまるのである。「話本」はハッキリ物語、ストーリーの意味で使われているわけだ。

その次の『水滸』の用例も「説話(人)の底本」ということを指すものではなく、「故事」あるいは「本事」(話のすぢ)の意味であることは明かだ。

最後の『古今小説』に見る用例の「話本」は、ちよつと見ると「説話（人）の底本」の意味のようにもとれないこともないが、これも「話本説徹」の使用例に照らして、「故事」（「物語」）の意味で別におかしくない。というより一そう通じやすいと思う。

この最後の例に似たものに、また次のような例がある。（傍点は筆者）

○這話本是京師老郎流伝。（『古今小説』十五「史弘肇龍虎君臣会」）

○這段話本叫做「汪信之二死救全家人」（『古今小説』三十九「汪信之二死救全家」）

○這段話本、則喚做「新羅白鶴、定山三怪」（『警世通言』十九「崔衙内白鶴招妖」）

ここに見る「話本」も、「話本説徹」の用例から考えて、「底本」という固体の「書物」を指すというより、「故事」（「物語」）という抽象語の方が一そう適切な解釈ではないかと思う。とくに這段の「段」に拘泥するが、「この一段（二くさり）の物語は」ということになっているからである。

「話本」は固体のものをさすのでなく、抽象語だということを示す証拠としてあげたいのは、前例文にみる「話本」というところが、同じ様な文中で「話文」となっている例でも分かると思う。（傍点は筆者）

○若有別樁希奇故事、異樣話文、再講回出来。（『醒世恒言』三十五「徐老僕義憤成家」）

これは「希奇故事」と「異樣話文」とを対句としたので、「話文」は「故事」と同じであることを示している。次に

（傍点は筆者）

○這本話文叫做「積善陰隲」、乃是京師老郎伝留至今。（初刻「拍案驚奇」二十一「袁尚賢相術動名卿 鄭舍人陰功叨世爵」）

○這段話文乃是四川新都具有一郷宦、姓楊、是本朝甲科。（二刻「拍案驚奇」四「青樓市探人跡 紅花場假鬼鬧」）

もまた前例に見る「話本」のところが「話文」となっていて、「話本」はすなわち「話文」と同様な意味であることを示している。

「話本」と「話文」は大てい同じ意味に使用されていることは以上の例文によって知られる。ただし多少両者の間にちがいをもたせて使用されているところもある。これは作者による差異であるかも知れない。いま左の例についてこれを知ることができると思う。(傍点は筆者)

○不如「崔俊臣芙蓉屏」故事、又全了節操、又報了冤仇、又重会了夫妻、這個話本好聽。(初刻「拍案驚奇」二十七「顧阿秀喜舍檀那物 崔俊臣巧会芙蓉屏」)

○従來說鬼神難欺、無如此一段話本、最真実駭聽。(初刻「拍案驚奇」十四「酒謀財于郊肆惡 鬼对案楊化借屍」)  
これで見ると、「話本」は「聴く」と結ばれている。話本は「聴くストーリー」の意味をもつようだ。ところが「話文」の方はこれとちがった意味を示していると見られるのは左の例である。(傍点は筆者)

○所以今日依着本伝、把此話文重新流传于世、使人簡便好看。(初刻「拍案驚奇」十二「陶家翁大雨留賓 蔣震卿片言得婦」)  
これで見ると「話文」は「見る」と結ばれている。だから「話文」の方は「見る(読む)ストーリー」を意味し、むしろこの場合は今日いう「話本」と同じに使っているようだ。ところがまた右の文章のすぐあとに「有詩為証」となっていて、次の詩がある。

○片言得婦是奇縁、此等新聞本可伝、扭捏無端殊舛錯、故将話本与重宣。

このときは「話本」となっている。だから「話文」と「話本」とは意味上の相違からそれぞれ使い分けたものではないかと考えられないこともない。

「話本」というのはしかし何も説話人のコトバ、あるいはそれを承けつぐ語体小説の用語に限るというものではなく、文言小説である明初の『剪燈新話』の「牡丹燈記」にも見えている。(傍点は筆者)

○燈前月下逢五百年歡喜冤家、世上民間作千万人風流話本。

『新話』の句解本ではこの「話本」に注して「話本猶話柄也、言説話之本也」といつている。「説話之本」とは「話の



タネ」の意味にとつたものらしいが、「本」という文字に拘泥した解釈で、「話本猶話柄也」だけでよい筈だが、それをもう一度説明を加えている。

右の例文に見る「風流話本」という「話本」のところを「説話」に変えているのは、（傍点は筆者）

○変成一本風流説話（『古今小説』三「新橋市韓五賣春情」）

であるが、また（傍点は筆者）

○聞得老郎們相伝的説話、不記得何州甚県、单説有一人、：（『古今小説』二「陳御史巧勘金釵鈕」）

の「説話」も「話本」と同じ意味であることは、先にあげた例文「這話本是京師老郎流传」（『古今』十五）に照らして明かである。つまり「話本」はまた「話文」、あるいは「説話」と同じく「故事」（物語）の意味の抽象語であるわけだ。

ここでもう一度、前に返って魯迅の引用した『夢梁録』の「影戯」の条を考えてみよう、（傍点は筆者）

「其話本与講史書者頗同」

というところの「話本」も実は「故事」の意味に使われていると解するのが自然ではあるまいか。つまり影戯は「故事」を演じたのだが、その故事（ストーリー）は史書の講釈ものと大たい同じだ、ということ、この方がすっきりして自然な読み方だといえると思う。

魯迅は「影戯」の条だけ引用しているが、同じ『夢梁録』（「百戲伎芸」）「傀儡」の条にはこうある、

凡傀儡、敷演烟粉、靈怪、鉄騎、公案、史書歷代君臣將相故事、話本、或講史、或作雜劇、或如崔詞。（傍点は筆者）  
またこのところが『都城紀勝』（「瓦舍衆伎」）では次のようになっていて、多少文字の出入があるが、『紀勝』の記

載が一そう分かりやすい。

凡傀儡、敷演煙粉、靈怪故事、鉄騎、公案之類、其話本或如雜劇、或如崖詞、大抵多虛少実。（傍点は筆者）

「話本」ということについて

つまり傀儡戯もまた影戯と同じく各種の「故事話本」、あるいは「話本」を敷演し、それは講史や雑劇や崖詞のように「虚が多く、実が少い」といつているわけだが、この場合、「故事話本」、あるいは「話本」は形をもった「本」(書物)と考える方がいいか、「故事」(ストーリー)という抽象語に解する方が妥当か、筆者は断然後者をとる。大たい「小説」とか「演史」とかの「語りもの」でなら底本のようなものも必要だと思ふけれども、「影戯」とか「傀儡」のような、ちよとした「伎芸もの」にまでそんなものが必要があったかどうか、とさえ疑いたいのである。

魯迅が『小説史略』に引用した『夢梁録』云云のあたりは、(その前後の『東京夢華録』、『都城紀勝』、『武林旧事』などにふれているあたりの記述も含めて)王国維の『宋元戯曲史』第三章「宋之小説雜戯」からヒントを得ているのではないかと筆者は思うのだが、(ただしこれは飽くまで筆者の想像である、しかし『宋元戯曲史』がずっと早く、民国元年に書きあげ、民国四年に出版されているのだから、そう考えるのもやむを得ない)王国維が『戯曲史』(第三章)の中で、「影戯」を説明するとき、『夢梁録』から魯迅と同じく左の部分引用している、

其話本与講史書者頗同。大抵真假相半、公忠者雖以正貌、奸邪者刻以醜形、蓋亦寓褒貶於其間耳。

それから王氏自身の説明になり、「然則影戯之為物、専以演故事為事、与傀儡同」(傍点は筆者)といつて、影戯が傀儡と同じく、専ら「故事」を演じるものであったとしてゐる。この王国維の言葉に「故事」を演じる云云と見えているからといつて、それが直ちにこの「話本」を王氏は「故事」と解したとはいえないかも知れないにしても、しかしこの場合、あるいはその意味に受けとつていたかも知れない、と考えられないわけでもない。それが『唐三藏取経詩話』の影印本に跋を書いたとき(民国四年)には、この『取経詩話』を「金人院本」や「元人雜劇」と並べて「宋人所撰話本」(傍点筆者)といひ、「人間希有之秘笈」といつているのである。

「話本」の語にはさすがについでないが、前例に見るように「這本話文」とか「一本風流説話」など、「話文」や「説

「話」に冠する「這本」、「一本」を「この本」、「一冊の本」という意味にとりやすいが、このような場合の「本」は固体の「書きもの」を意味するものでなく、故事を意味するときの「話」（あるいは「説話」、「話文」）に關係する陪伴詞である。いまその例を少し見てみる、

南宋の初期まで生存したであろうといわれる董解元の『西廂記』（卷二）に

○唱一本兒倚翠偷期話。（傍点は筆者）

という句が見える。これは「一くさりの恋愛物語を唱う」の意味で「話」は「故事」のことになる。このほかにも同書には次の例がある、

○此本話、說唐時這個書生、姓張名珙、字君端、西洛人也。（卷二）（傍点は筆者）

○張生因僧好見許、以他辭說道、「比及歸去、暫時權住兩三月、欲把從前詩書溫閱、」若不與後、而今沒這本話兒。

（卷二）（傍点は筆者）

そのほかまた初刻『拍案驚奇』に見える数例をあげると、（傍点は筆者）

○這本話乃是元朝大徳年間的事。（初刻『拍案驚奇』九）

○此本説話出在祝枝山『西樵野記』中。（同書十二）

○這一本話文、乃是國朝成化年間浙江杭州府余杭縣、有一個人……（同書同卷）

○此本話文、高公之徳、崔尉之誼、王氏之節、皆是難得的事。（同書二十七）

○所以宜這個話本、奉戒世人切不可為着區區財産、傷了天恩。（同書三十三）

右の例で見る「一本…話」、「此本話」、「這本話兒」、「這本話」、「此本説話」、「一本話文」、「此本話文」、「這個話本」などのように、一般に「本」は「話」に關係する陪伴詞としてつかわれたことが分かるが、このような用例はまた『清平山

堂』の「簡貼和尚」にも見えている。

○変出一本・蹠蹠作怪底小説来（『古今小説』三十五「簡貼僧巧騙皇甫妻」では作怪底の「底」を「的」にしている、あとの文字はすべて同一。傍点は筆者）

この例文の場合、「小説」は物語の意味で、「話」と同じく「説話」であり、また「話本」、「話文」と同じである。だから「一本」という陪伴詞を冠したのであって、これが「一冊の小説本」の意味でなく、「本」はただ陪伴詞であることは、次の『京本通俗小説』の中の「西山一窟鬼」に見える例で一そうハッキリすると思う、

○変做十数回・蹠蹠作怪的小説。（傍点は筆者）

前例と同じ文章だが、前例では「本」になっているところが、この例では「回」になっていて、つまり「本」と「回」とは同じようにつかわれていることが明かである。

「話本」は「説話の底本」の意味でなく「説話」ということであり、「話文」あるいは「小説」と同様の意味であることは以上の例文でまずハッキリいえることだと思いが、ただ問題になるのは『古今小説』の叙に見える次の一文であろう、

○按南宋供奉局、有説話人、如今説書之流。其文必通俗、其作者莫可考。泥馬倦勤、以太上享天下之養、仁寿清暇、喜閱話本、命内璫日進一帙、当意則以金錢厚酬。（傍点は筆者）

右の文で、「喜閲話本」となっているばかりでなく、「内璫（宦官）に命じて日に一帙を進めしめ」となっている。大たいこの文章は朗瑯『七修類稿』の「小説起宋仁宗。蓋時太平盛久、国家閑暇、日欲進一奇怪之事以娛之。」にもとづいたのではないかと思われるが、『七修類稿』で「日欲進一奇怪之事」とあるところが、『古今』の叙では「日進一帙」と「書物」を意味するようになっていて、そして「閲」とあるから、こここの「話本」は固体の書物を示している、ということが一応、考えられるであろう。ただ「話本」がハッキリ固体の「書物」を示すことは、今まで見てきた幾種かの文献の、二十種ほどの例文にはどこにも見当らなかったし、この場合だけ突然はみ出して、書物の意味の「本」と解するのは

おかしいと思う。もっと他に客観的な証拠の例文を幾つか示されない限り、にわかに断定はできないことだ。一方、この場合の「話本」もまた「故事」と解しても、別に不都合はないようで、「故事」を好んでよんだので、それを書物にしたものの「帙」を毎日差しあげた、といっても不自然な解釈とはならないであろう。だから筆者はこの場合の「話本」も、「話文」とか「説話」あるいは「小説」といった語に置きかえられる抽象語、「故事」と解して十分だと思ふのである。

日本の文献で「話本」という文字が見えるのは、伊藤長胤（東涯）の『名物六帖』<sup>(注2)</sup>であろうが（享保十一年、校訂者奥田士亭の跋がある）、しかし文字は「話本」でも、これは演義以外の語体小説という広い意味でつかわれているようだ。その

「例言」にこういっている、

唐宋小説、彼剽此掠、互有詳略、随檢随抄、不必<sub>レ</sub><sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>本<sub>レ</sub>書。且演史話本、多系<sub>レ</sub>俗語、本匪<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>拋。云云

右に「演史話本」と並べているのは、俗語（語体）で書かれている演義と小説とを並べたわけで（「演史」の演字と史字との間を短い縦線をつなぎ、「話本」の語字との間をまた縦線をつなぎ）、この場合の「話本」はいわゆる宋の「話本」、「説話（人）の底本」の意味での「話本」ではなく、広い意味での語体小説をいっていることが推察できる。『名物六帖』は「古今小説」もその引用書の中に見えるから、この「話本」は恐らく『古今小説』の叙から採ったものであろう。

（一九六五、五、三〇）

〔注1〕『唐三藏取経詩話』の影印本に王国維は跋を書いて（民国四年春）いっている「今金人院本、元人雜劇皆佚、宋人所撰話本尚存、豈非人間希有之秘笈乎」と。つまり『取経詩話』を「宋人の話本」として、「話本」を今日、普通にいわれる意味に解しているのである。魯迅も『小説史略』を書くときこれを見ていたはずである。

〔注2〕このほかに市川清流編『雅俗漢語訳解』（明治十一年）（藤井理伯編『小説辞彙』（明治四十三年）も）などの字書にも「話本」の語が見えていて、これを「話柄」と解しているが、これは『剪燈新話句解』の注を採ってきたものである。

「話本」ということについて